高松市下水道汚水排除量の認定に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高松市下水道条例（昭和３９年高松市条例第５７号）第１６条第１項第２号及び同条第２項の規定による汚水排除量の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において使用する用語は、高松市下水道条例、香川県広域水道企業団水道事業給水条例（平成３０年香川県広域水道企業団条例第２３号）及び香川県広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成３０年香川県広域水道企業団管理規程第９号）において使用する用語の例による。

（申請）

第３条　高松市下水道条例第１６条第１項第２号又は同条第２項に規定する汚水排除量の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、下水道汚水排除量認定申請書（様式第１号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

（認定の決定及び汚水排除量の報告）

第４条　市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、申請者が使用水量を確認できるメーター等を設置している場合又は使用水量が明らかな場合で、認定を行うことが適当であると認めるときは、下水道汚水排除量認定決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２　前項の規定により認定の決定を受けた者は、市長が定める日までに汚水排水増・減量報告書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（給水装置等からの漏水による場合の汚水排除量の算定）

第５条　上水道による水の使用量と公共下水道に排除する汚水量とが著しく異なる原因が給水装置等からの漏水による場合において、当該原因が給水装置等を管理する水道使用者等（香川県広域水道企業団水道事業給水条例第２０条第１項に規定する水道使用者等をいう。）に対してその維持管理責任を問うことができないものであるとき、又は香川県広域水道企業団企業長（以下「企業長」という。）においてその原因の発見が困難であると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める水量を当該期間の汚水排除量とすることができる。

(１)　メーターユニオン又はメーター本体からの漏水については、上水道の平均使用水量とする。

(２)　給水装置の地下埋設部分からの漏水又は受水槽以下の装置（企業長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管により集合住宅又は住宅団地等に給水するため、加圧及び貯水の目的で受水する水槽並びに当該水槽を経由して給水する装置をいう。）で地下埋設部分からの漏水については、上水道の平均使用水量とする。

(３)　給水管若しくは配水管の工事に伴う濁水又は水道使用者を原因者としない蛇口等からの放水若しくは漏水については、上水道の当初使用水量から濁水量又は放水量若しくは漏水量を差し引いた水量とする。

（認定を受けた者の義務）

第６条　第４条第１項の規定により認定の決定を受けた者は、次の各号を遵守しなければならない。

(１)　認定に係る状況等に変更があった場合は、遅滞なく第３条の申請書に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(２)　汚水排除量の認定に係るメーターを設置している場合、計量法に基づく有効期限内のものとし、満了月前に市長に報告の上、自らの負担により取り替えなければならない。

(３)　前号の規定によるほか、メーターに故障がある場合は速やかに取替えを行い、自らの責任により適切な維持管理を行わなければならない。

(４)　本市職員の立入検査については、常にこれに協力しなければならない。

(５)　その他、本市職員の指示に従うこと。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日前に、高松市配水管布設工事助成要綱等を廃止する要綱（平成３０年４月１日施行）による廃止前の高松市下水道汚水排除量の算定に関する要綱（以下「旧要綱」という。）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

３　この要綱の施行の際、旧要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

|  |
| --- |
| 　様式第１号（第３条関係）　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　　（宛先）高松市長申請者　住　　所　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　印　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　　　　　　　　　　　下水道汚水排除量認定申請書次のとおり、汚水排除量の認定（新規・変更）を申請します。 |
| 水栓番号 |  |
| 排水設備設置場所 |  |
| 汚水の種別 | 水道汚水・井戸汚水・その他（　　　　　　） |
| 認定内容 | １　冷却塔で使用する補給水の蒸発による排水量の減量２　水道水の製品化（イオン水等）による排水量の減量３　散水等の使用による排水量の減量４　井戸水等の汚水を下水道に接続することによる排水量の認定５　下水道への一部接続による排水量の認定６　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 添付書類 | １　位置図２　使用機器等の仕様書３　配管系統図（メーター設置の場合は場所を明記）４　メーターの写真（全体、指針、検定証印）５　流量計算表６　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 認定方法 | １　利用実態に応じた定量認定（人数：　　人　用途：　　　　　　　　　　　）２　メーター指針報告による認定３　流量計算表に基づく認定 |

（注）必要事項を記載し、該当するものを○で囲んでください。

様式第２号（第４条関係）

高　　第　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

高松市長

下水道汚水排除量認定決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった下水道汚水排除量の認定について次のとおり決定したので、通知します。

　なお、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに　　　　　課へ申し出てください。

１　水栓番号

２　排水設備設置場所

３　汚水の種別

４　認定内容

５　指示事項

|  |
| --- |
| 様式第３号（第４条関係）　　　　　　　　　　　年　　月　　日（宛先）高松市長申請者　住　　所　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　印電話番号　　　　　　　　　　　汚水排水〔増・減〕量報告書次のとおり、　　　月に排出した汚水の〔増・減〕量を報告します。 |
| 水栓番号 |  |
| 設置場所 |  |
| 汚水の種別 | 水道汚水・井戸汚水・その他（　　　　　　　） |
| 理由 | 冷却塔・イオン水・散水・井水・雨水・その他（　　　　） |
| 〔増・減〕水量 |
| 流量計 | 前回指示数 | 当月指示数 | 差引数 | 備考 |
| 検針日　　　　　　　　 　　　㎥ | 検針日　　　　　　　　 　　　㎥ | ㎥ |  |
| 検針日　　　　　　　　 　　　㎥ | 検針日　　　　　　　　 　　　㎥ | ㎥ |  |
| 検針日　　　　　　　　 　　　㎥ | 検針日　　　　　　　　 　　　㎥ | ㎥ |  |
| 検針日　　　　　　　　 　　　㎥ | 検針日　　　　　　　　 　　　㎥ | ㎥ |  |
| 検針日　　　　　　　　 　　　㎥ | 検針日　　　　　　　　 　　　㎥ | ㎥ |  |
| 検針日　　　　　　　　 　　　㎥ | 検針日　　　　　　　　 　　　㎥ | ㎥ |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者：